

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実

現状と課題

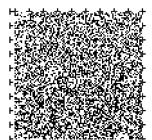
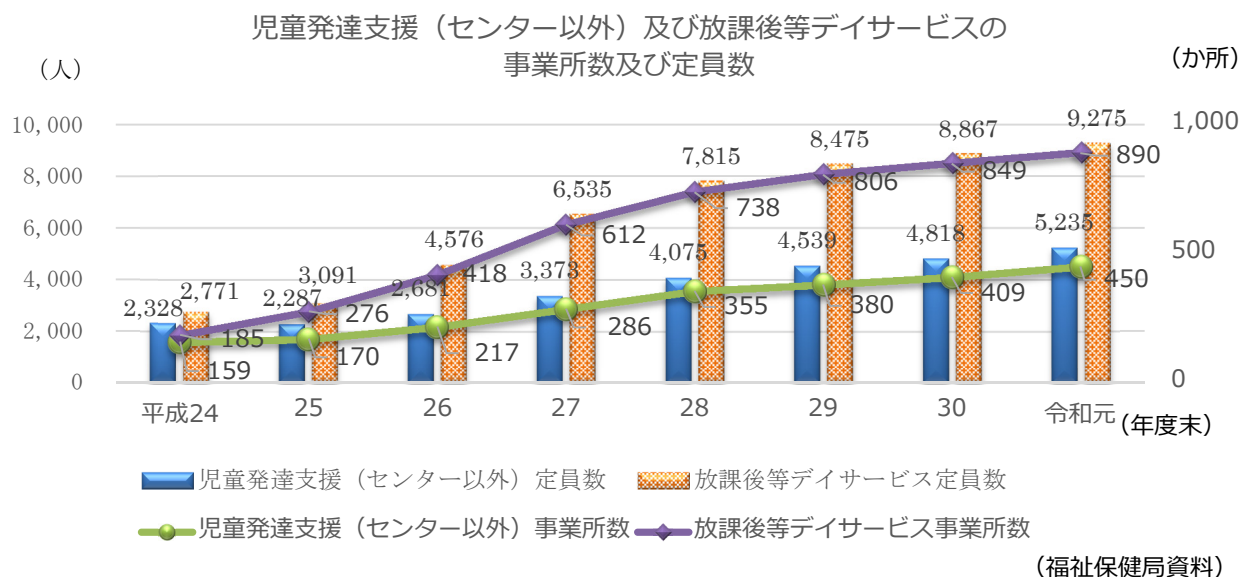
（障害児支援の現状）

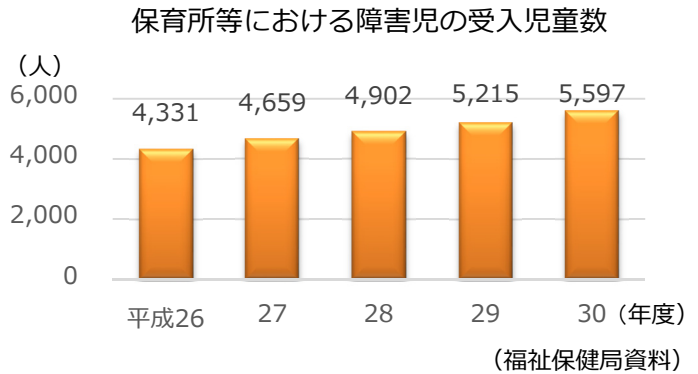
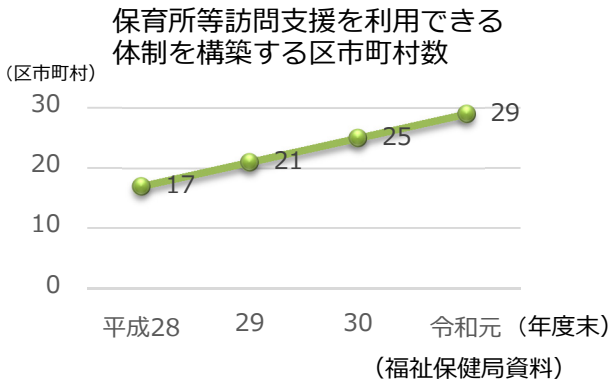
障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。

障害児通所支援については、平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児とその家族にとって身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。発達支援等を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、支援の質の向上を図り、適切な支援を提供する取組が引き続き求められています。

児童発達支援センターは、地域の障害のある子供やその家族からの相談への対応や、他の障害児支援事業所や障害児を受け入れている保育所等に対し専門的機能を活かした支援を行うなど、地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められています。

保育所等訪問支援については、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、障害のある子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、取組を進めていく必要があります。

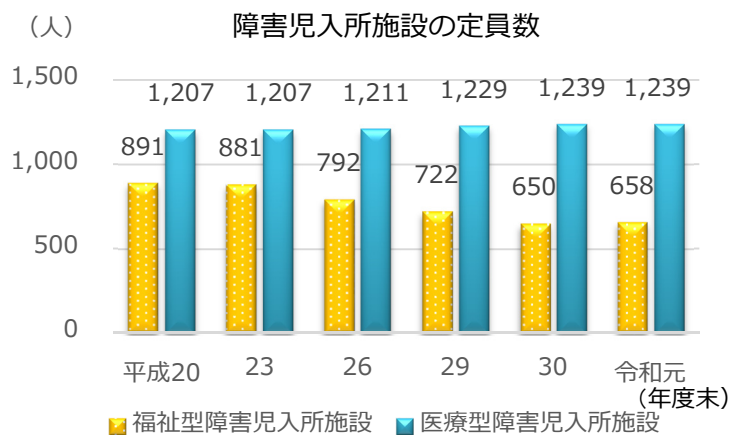
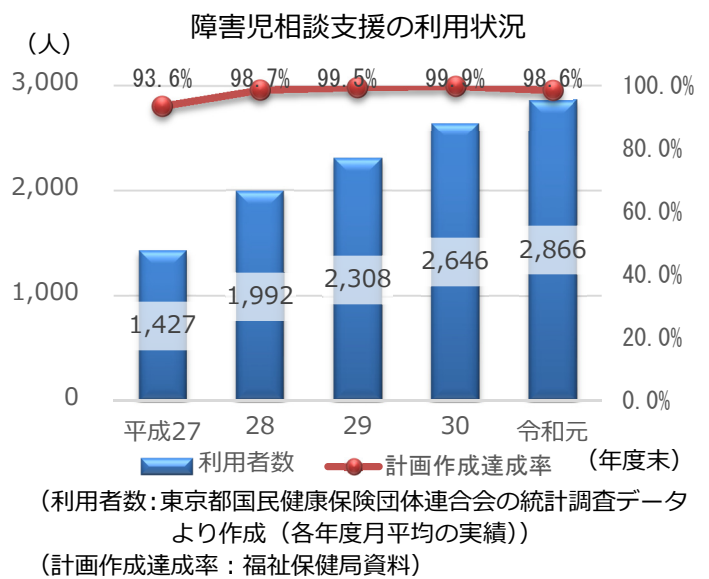




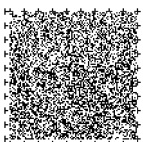
障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保する必要があります。

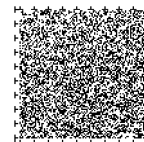
障害児入所施設については、令和2年度末までの経過措置期間中に、18歳以上の入所者の状況等を踏まえながら、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のいずれかを選択することとされていましたが、国は、障害児の新たな移行調整の枠組等につき議論することとし、議論に要する期間を考慮し、経過措置期間を令和3年度末まで延期としています。

なお、医療型障害児入所施設については、経過措置期間後も療養介護と一体的に児者一貫した支援を行うことが可能とされています。



※ 福祉型は、都外施設（都民が独占的に利用している施設、協定等により定員の一部を専用に利用している施設及び都立施設）の定員数を含む。





また、平成28年の児童福祉法改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

（障害児支援に求められる役割）

社会保障審議会障害者部会において検討され、平成27年12月に報告書にまとめられた「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」では、障害児支援についての基本的な考え方として、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況に応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する必要があることが挙げられています。

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な障害児通所支援等の充実を図る必要があります。

また、障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

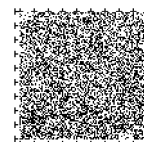
そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められます。

（医療的ケア児等への支援）

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や、在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。

加えて、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援や調整を行うことができる人材の養成・確保が必要です。

また、医療的ケア児や重症心身障害児の放課後や休日における活動の場が不足している実情を踏まえ、放課後等支援の充実が求められます。



（難聴児への支援）

聴覚障害児を含む難聴児への支援は、乳児からの適切な早期支援が重要です。難聴児が、コミュニケーション支援をはじめ、個々の状況に応じた切れ目のない適切な支援を受けられるよう、福祉、保育、保健医療、教育等の関係機関が連携した支援体制の構築が求められています。

取組の方向性

（障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標）

国の基本方針に即しつつ、区市町村の実情も踏まえ、以下のように目標値を設定します。

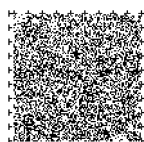
障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標

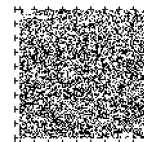
事 項	令和元年度末 実績	令和5年度末 目標
児童発達支援センター	25 区市町村	各区市町村に 少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援	29 区市町村	各区市町村において 利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	31 区市町村	各区市町村に 少なくとも1か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	31 区市町村	各区市町村に 少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	25	都及び各区市町村において 設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	—	都及び各区市町村において 配置
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	都において体制を確保

（障害児への支援の充実）

地域支援体制の整備を進める観点から、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（令和3年度～令和5年度）において、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、整備費の設置者負担に対する特別助成を実施し障害児の支援体制の構築を推進します。未設置地域における整備に対しては、補助額を上乗せし、整備の促進により一層積極的に取り組みます。

また、短期入所についても、整備を促進していきます。





障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

事項	内容	令和5年度末整備目標
障害児への支援の充実 (児童発達支援センター)	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。	各区市町村に 少なくとも1か所以上
障害児への支援の充実 (主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所)	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進します。	各区市町村に 少なくとも1か所以上
在宅サービスの充実 (短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所(ショートステイ)を利用できるよう、整備を促進します。	160人増

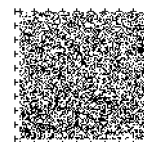
※ 短期入所の整備目標は、障害者も含めた総数

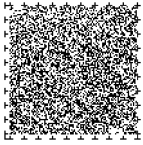
区市町村に対しては、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所など、障害児支援の体制整備を図る取組を支援します。

障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。

障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めていきます。障害の有無にかかわらずサービスを必要とする子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、障害児、医療的ケア児等の受入体制の整備など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

障害児入所施設に入所している過齢児の移行については、入所者の障害特性等個々の状況に応じて、地域や他施設等の適切な移行先を調整する必要がありますが、移行先の施設の不足等の課題があります。障害児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう体制整備を図るため、支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進めていきます。





障害児入所施設の定員数

(単位:人)

事 項	令和元年度末 実績	3年度 計画	4年度 計画	5年度 計画
福祉型障害児入所施設	658	661	657	654
医療型障害児入所施設	1,239	1,239	1,239	1,239

(医療的ケア児への支援)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う協議会において、課題や情報の共有、連携強化、支援方策の協議を行い、支援を行う関係機関の一層の連携を図ります。

また、看護師が在宅の医療的ケア児の家庭を訪問し、早期療育支援やレスパイト支援を行うことにより、在宅支援の充実を図ります。

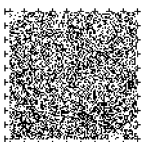
医療的ケア児に対する支援や調整を行える人材を養成・確保するため、地域の障害児通所支援事業所や保育所等において医療的ケア児等への支援に従事できる医療的ケア児支援者や、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児コーディネーターの養成研修を実施します。また、医療的ケア児コーディネーターが、地域でその役割を十分に担えるよう、症例検討会における事例検討や情報共有を通じ、研修修了後もスキルアップを図る取組を進めます。

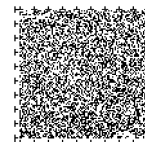
また、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談等を行うモデル事業を実施します。

医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等支援の充実のため、看護師等専門職の配置や開所時間の延長等による日中一時支援の機能強化や、送迎サービスの実施等による放課後等デイサービスでの受入支援、学童クラブにおける医療的ケア児等受入れのための体制整備など、地域の実情に応じて様々な施策を展開する区市町村を支援します。

(難聴児への支援)

難聴児への支援に当たっては、早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされています。東京都では、平成31年4月から都内全区市町村で新生児聴覚検査の公費負担制度が開始されるに当たり、公費負担制度の導入や、各関係機関の果たすべき役割及び課題を明確にし、都内全ての新生児が検査を受けられる体制を整備するため、平成29年度に「新生児聴覚検査の推進に向けた検





討会」を設置し、関係機関と連携して検討を行ってきました。検討会での検討を踏まえ、令和2年4月には、区市町村や医療機関等向けの「新生児聴覚検査実務の手引」を作成し、新生児聴覚検査やその後の療育へのつなぎなどの支援が円滑に行われるよう、各関係機関の役割等を示しています。令和2年度からは「新生児聴覚検査連絡協議会」を設置し、新生児聴覚検査の実施状況や各機関の連携体制の課題等について検討を行っています。

今後、難聴児が適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、当事者団体等の関係機関等のより一層の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築を目指します。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器購入費用の助成を行い、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を支援します。

コラム 医療的ケア児の療育施設から保育園への移行

運動やパズルなどの作業療法のリハビリに元気に取り組み、取材にも笑顔で活発に応えてくれたKちゃん。

出生後、心臓の手術を繰り返しました。1日4回の注入に大変な労力がかかり、御家族の負担も大きく、不安があったため在宅重症心身障害児（者）等訪問事業を利用。訪問看護師に看護や療育の相談ができ助けられたと言います。

1歳から療育施設へ通い、Kちゃんは他のお子さんと同様の機会を得て、様々な面で成長しました。また、2歳からは保育園への通園も開始。ペースト食が必要なKちゃんの様子について保育園が療育センターに様子を見に来てくれ、療育施設からは食事の加工方法についてお伝えするなど、療育施設と保育園で連携し、Kちゃんの成長を見守ってきました。3歳になった今では、平日の日中は保育園へ通園し、療育施設では、定期的な作業療法のリハビリをしています。

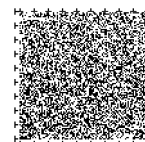
今でこそ、保育園へ通うKちゃんですが、0歳、1歳の頃はお住まいの自治体での医療的ケア児の保育園受入が進んでおらず、通園が叶いませんでした。2歳から通園できるようになりましたが、御両親はKちゃんの急な体調の変化にすぐに対応できるよう、在宅勤務をしています。御両親は、医療的ケア児をどの施設でも同じように受け入れ、親の就労形態の制限なく通うことができる環境を望んでいます。

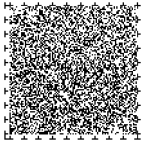
この先、就学に向け準備を始める中で、医療的ケア児に関する情報がなかなか得られないことや、就学後も共働きを続けられるか等、御両親は不安を抱えています。

都は、医療的ケア児と御家族が適切な支援を受けられるよう、支援を充実していきます。



写真：笑顔でリハビリをするKちゃん





2 全ての学校における特別支援教育の充実

現状と課題

（特別支援教育推進計画の着実な推進）

国では、障害者権利条約に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

また、平成25年9月の「学校教育法施行令」の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先の決定について、原則、障害のある児童・生徒等は特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、障害の状態、教育的ニーズ等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改定されました。

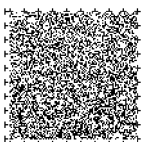
東京都教育委員会は、平成29年2月、10年間（平成29年度～令和8年度（※））の長期計画である「特別支援教育推進計画（第二期）」と、当面の4年間（平成29年度～令和2年度（※））における具体的取組を明らかにする「第一次実施計画」からなる、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定しました。「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、「共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実」、「未来の東京を見据えた特別支援教育の推進」、「特別支援教育を支える基盤の強化」という方向性に沿って、国の考え方も踏まえて特別支援教育の充実を図っています。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画期間を1年延長し、「特別支援教育推進計画（第二期）」の計画期間は平成29年度～令和9年度、「第一次実施計画」の計画期間は平成29年度～令和3年度としています。

（障害の種類と程度に応じた特別支援教育の実施）

学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先を決定する仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったことから、より一層、適切な就学が行われるよう支援することが求められます。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実を図り、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す必要があります。



さらに、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要があります。

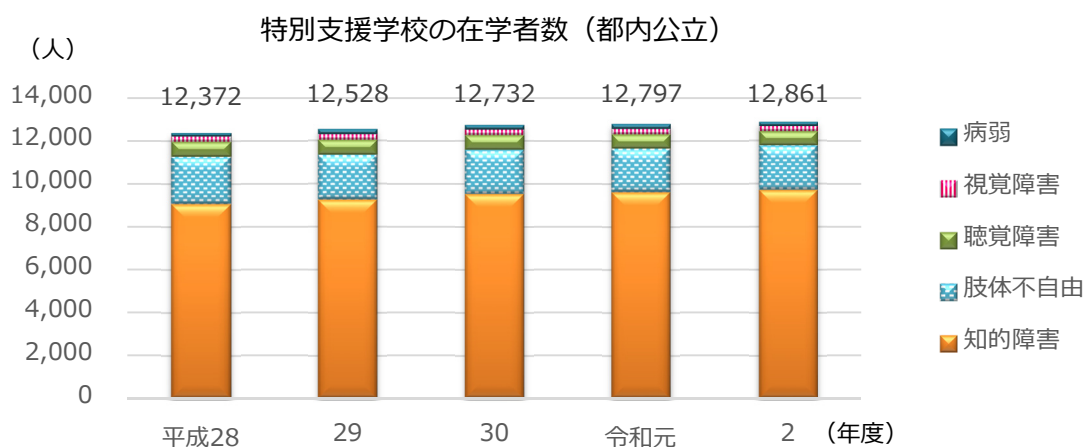
平成 26、27 年度に都教育委員会が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等 5.1%、小学校 6.1%、中学校 5.0%、高等学校 2.2%であり、発達障害の児童・生徒は、全ての学校・学級に在籍しているものと推測されます。児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備する必要があります。

特別支援学校においては、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を更に推進するとともに、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に教育を受けることができるよう、教育環境を一層充実していく必要があります。

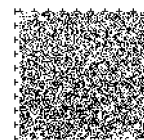
医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、全ての学校において医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していく必要があります。

障害のある幼児・児童・生徒の将来の社会参加を見据え、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を創出し、互いに理解を深められる教育環境を整備する必要があります。

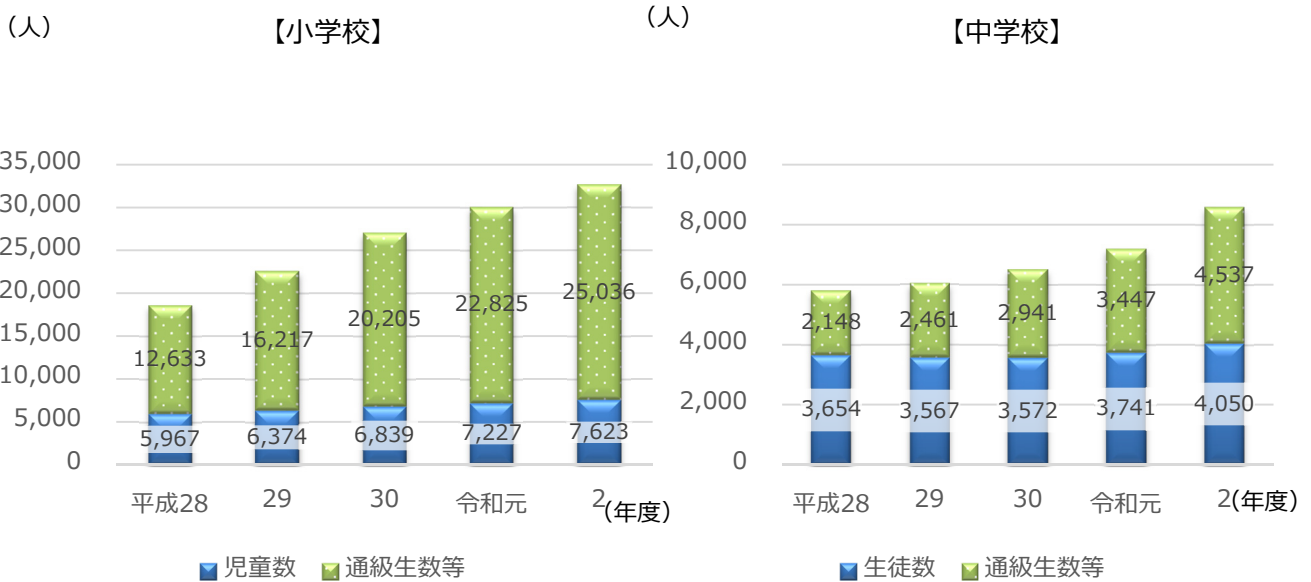
私立特別支援学校及び私立幼稚園においても、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境を確保するため、学校はきめ細やかな対応を求められています。



（公立学校統計調査報告書【学校調査編】（東京都教育委員会）より作成）



特別支援学級児童・生徒数等



※ 通級生とは特別支援学級で授業の一部を受けているが、当該学級には学籍がなく、同一校又は他校の通常の学級に学籍がある児童・生徒である。
 (公立学校統計調査報告書【学校調査編】(東京都教育委員会)より作成)

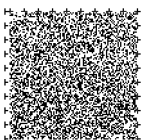
取組の方向性

区市町村が保護者との合意形成の下で、障害のある幼児・児童・生徒がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々に変化する状況に対応できる専門的な視点を持ちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。そのため、都教育委員会として専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備し、区市町村教育委員会における就学相談の過程で、要請に応じて、区市町村教育委員会が保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援していきます。

幼稚園や小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への個に応じた指導を充実するため、就学前から学校卒業後まで連続性のある支援を確実に引き継ぐためのツールとして、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の充実を図ります。

都立高等学校等に在籍する障害のある生徒に対して、個に応じた指導、支援を計画的かつ一体的に充実するため、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用を強化していきます。

また、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うため、学校生活支援シートの活用等により、教育・福祉・医療・保健・労働等の連携強化を目指します。



通常の学級に在籍する発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童・生徒が、障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられるよう、公立小・中学校では、平成28年度から順次、「特別支援教室」を導入し、令和3年4月に全校導入が完了しました。

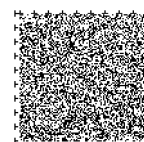
都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程では、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、どの都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においても、学校内で特別な指導を実施できる仕組みを導入します。

知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対しては、都立特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を推進し、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の増加に対しては、医療的ケアを実施する看護師を、肢体不自由特別支援学校以外の都立学校にも必要に応じて配置し、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していきます。

特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校にも籍を置く副籍制度により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流し、相互理解や、思いやりの気持ちを育てるとともに、障害のある児童・生徒が地域との日常的な関わりを持つことで、地域社会の一員として、将来、積極的に社会に参加していこうとする意識を高める機会を創出します。

私立の特別支援学校等については、私立特別支援学校等経常費補助、私立幼稚園特別支援教育事業費補助、私立専修学校特別支援教育事業費補助を充実することにより、引き続き特別支援学校等の教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図ります。



3 職業的自立に向けた職業教育の充実

現状と課題

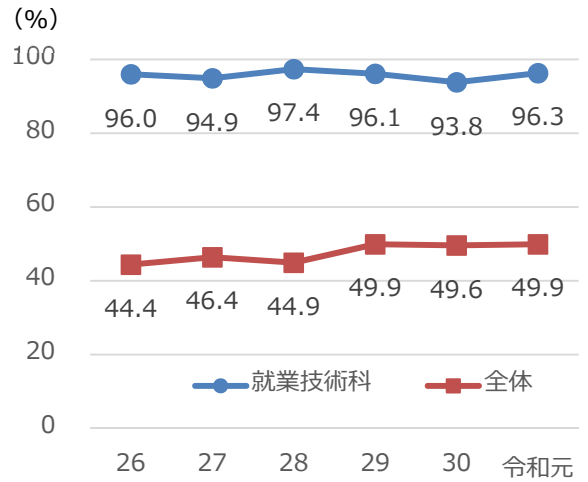
東京都教育委員会は、特別支援学校において、障害のある児童・生徒の自らの望む将来を実現するためのキャリア教育を推進し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育の充実に努めてきました。

視覚障害特別支援学校においては、これまで、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施してきましたが、一方で、視覚障害特別支援学校高等部卒業生のうち一定数は、就職を希望しながらも、その実現に至っていない者がいることから、就労に向けた職業教育の更なる充実が求められます。

聴覚特別支援学校においては、高等部卒業後に専攻科に進学する者が多いことから、高等部本科における職業教育と専攻科における職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置付けを明確にする必要があります。

肢体不自由特別支援学校には、一般企業への就職を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があります。

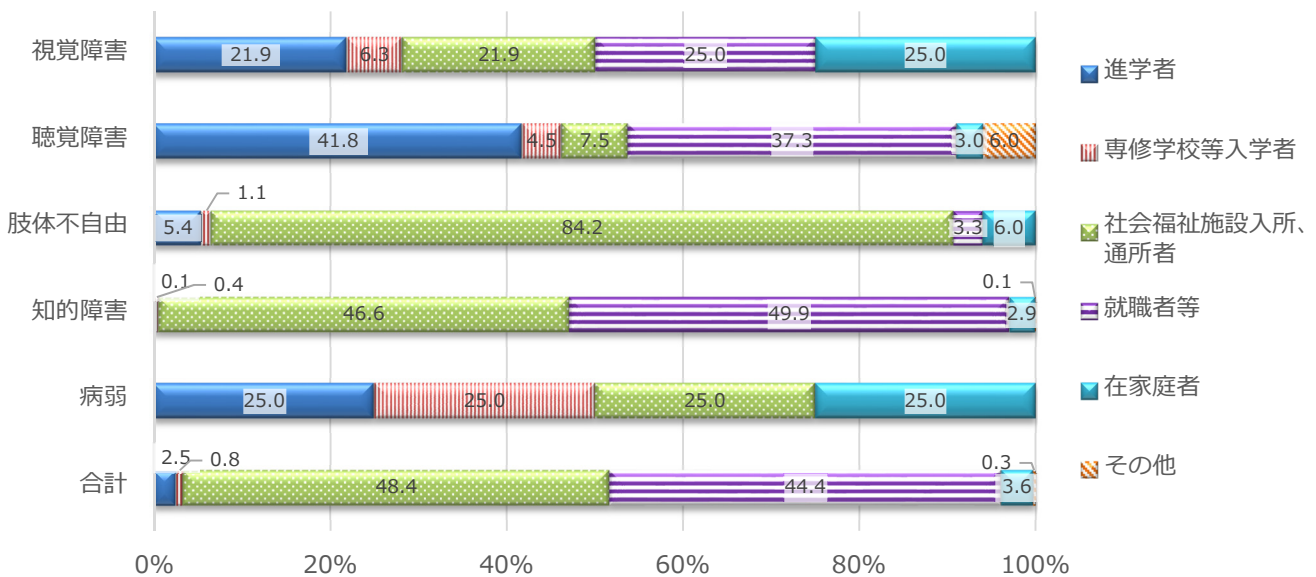
都立知的障害特別支援学校における生徒の就職率



※ 卒業年度の翌年度の5月1日時点

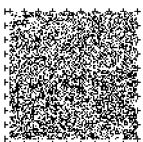
(東京都教育委員会作成)

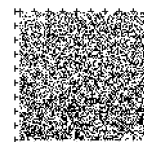
都立特別支援学校高等部における進路状況【状況別割合】



※令和2年5月1日現在（令和2年3月卒業生）

(令和2年度公立学校統計調査報告書【公立学校卒業生（令和元年度）の進路状況調査編】
(東京都教育委員会)より作成)





知的障害特別支援学校においては、これまで知的障害が軽度の生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置し、卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成しています。

また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科においては、産業現場等における実習の充実を図るなどして、生徒全員の企業就労を目指した教育を実施しています。

普通科においては、教育課程を類型化するとともに、就労支援アドバイザー等からの助言を基に、作業学習における指導や環境整備等の改善・充実に努めています。

取組の方向性

都立特別支援学校においては、障害種別に応じた小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育を推進し、高等部段階では就業体験や産業現場等における実習等の機会を適切に設定し、職業教育の充実に努めます。

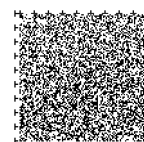
視覚障害特別支援学校高等部においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえ、高等部教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施します。

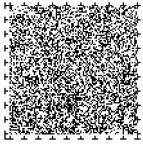
聴覚障害特別支援学校高等部においては、高等部本科及び専攻科それぞれの位置付けを明確にするため、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討していきます。

知的障害特別支援学校高等部においては、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科の設置を進めるとともに、就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれが培ってきた職業教育のノウハウを共有して、教育内容・方法を充実していきます。あわせて、学校間交流、授業研究等により、障害の状態や程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取組を進めていきます。

肢体不自由特別支援学校においては、職業教育・キャリア教育の研究・開発の成果をもとに、障害特性を踏まえた作業学習の改善・充実に推進し、生徒の多様な進路希望に応えるための職業教育の充実に努めます。

さらに、教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を開催し、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていきます。また、引き続き、企業経営経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、職業教育や進路指導等の助言を得るとともに、東京都特別支援教育推進室に配置している就労支援員や都立特別支援学校の進路指導担当教員との連携による効果的な企





業開拓等を進めるなど、就労支援体制を整備していきます。

都立特別支援学校の卒業生の職場定着支援については、地域の関係機関等と連携して高等部卒業時に作成する個別移行支援計画を地域の就労支援機関に着実に引き継いでいきます。

コラム 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

東京都教育委員会は、特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした芸術に優れた才能を有する児童・生徒を発掘し、その作品を発表する機会を設けることにより、都民に芸術活動を通して障害に対する理解を促進することを目的とし、平成27年度から特別支援学校アートプロジェクト展を実施して参りました。

平成29年度からは、都立学校だけではなく、国立・区立・私立の特別支援学校も応募対象に拡大しました。応募作品点数は、回を重ねるごとに増加し、初回開催時の439点から、令和元年度は、972点となりました。

応募作品は、東京藝術大学の各美術分野の教授等による一次審査、二次審査を経て、最終的に50作品が選定され、芸術作品として展示されます。展示にあたっては、専門家による詳細な計画を基に、個々の作品の良さをさらに引き出すことができるよう、額装や展示台、照明機材などを厳選しています。そして、美術分野を専門とする照明業者が明るさや角度を調整した展示が完成すると、驚きの展示空間となります。

令和元年度に東京藝術大学美術館・陳列館を会場として実施した第5回アートプロジェクト展には、12日間の会期中3,600人を越える多数の来場者が訪れるなど、都民の関心が一層高まってきているとともに、作品に対する好評を得ています。

令和2年度には、より多くの皆様に児童・生徒の作品の素晴らしさを知っていただくために、新たにWeb美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」を開設しました。サイト内には、第5回アートプロジェクト展の展示作品の他、過去の展覧会の様子も展示しております。下記リンク先から御覧いただき、一つ一つの作品の魅力を感じ取っていただければ幸いです。

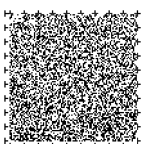
今後も、本事業を通じて、特別支援学校の児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、才能あふれる作品の素晴らしさを広く発信し、障害者アートに関する理解を促進していきます。

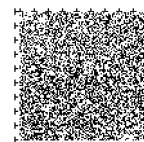


写真：第5回東京都特別支援学校アートプロジェクト展の様子

Web美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」

<https://www.artproject.metro.tokyo.lg.jp/>





具体的施策の体系

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実

- 222 児童発達支援センターの設置促進・運営の支援
- 223 児童発達支援センター地域支援体制確保事業
- 224 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 225 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進
- 226 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進
- (146) 重症心身障害児等在宅療育支援事業（再掲）
- (147) 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（再掲）
- 227 医療的ケア児に対する支援のための体制整備
- 228 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業
- 229 障害児の放課後等支援事業
- 230 障害児入所施設協議体制整備事業
- 231 聴覚障害児のための体制整備事業
- (39) 中等度難聴児発達支援事業（再掲）
- 232 障害児保育事業への助成
- 233 学童クラブ事業への助成
- 234 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実）
- (107) 相談支援従事者研修（再掲）
- 235 小児等在宅医療推進研修事業
- 236 小児等在宅医療推進事業（区市町村在宅療養推進事業）

2 全ての学校における特別支援教育の充実

- 237 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）
- 238 小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進
- 239 区市町村との連携体制の構築
- (71) 高等学校等への受入れ体制の整備（再掲）
- 240 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- 241 健康教育の充実
- 242 都立特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実
- 243 都立特別支援学校における外部専門家の導入
- 244 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供
- 245 東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化
- 246 学校教育における実践研究等の推進
- (22) 特別支援教育の理解啓発の推進（再掲）
- 247 私立特別支援学校等における特別支援教育への助成
- (72) 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援（再掲）

3 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 248 特別支援学校における就労支援
- 249 高等部職能開発科の設置

